

# 排出権取引の法的展開

## ——グローバルな観点から

2008年2月27日、東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）、海外投融資情報財団の主催、国際協力銀行の後援により、「排出権取引の法的展開：グローバルな観点から」セミナーが開催されました。同セミナーでは排出権市場が国際的に拡大、活発化するなか、排出権取引に関する最新動向と、取引の際の法務上の留意点について専門家の方々にご説明いただきました。以下では、同セミナーの概要を一部抜粋のうえ掲載いたします（本稿は同事務所平石弁護士執筆によるものです）。

### 「排出権取引に係る日本における最近の法的展開」

東京青山・青木・狛法律事務所  
ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）  
パートナー弁護士 平石 努

### 「日本における税務」

東京青山・青木・狛法律事務所  
ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）  
税理士 小林真一

「CDMに関する最新の展開：CERsの発行・移転、  
2012年以降のCER取引、CDMルールブック」  
ベーカー&マッケンジー シドニー事務所  
パートナー ポール・カーノウ

## 排出権取引に係る 日本における最近の法的展開

東京青山・青木・狛法律事務所  
ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）  
パートナー弁護士  
平石 努



### 温暖化対策法の適用

日本の国別登録簿が地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（「温暖化対策法」）に基づいて整備され、2007年11月に国際取引ログとも接続されて、実際に排出権が日本の国別登録簿に移転さ

れてきたことから、いよいよ温暖化対策法に基づいて排出権の取引が始まる。温暖化対策法は排出権取引に関する第6章（第29条～第41条）が2006年の法改正により追加されているところ、まず本日のテーマのひとつとして、これから実際に排出権の移動を伴って行われる排出権取引に適用される同法の論点、課題を説明、検討する。温暖化対策法では、排出権について「算定割当量」との呼称が用いられているが、ここで

は便宜上「排出権」との用語を使用する。

温暖化対策法における排出権取引に関する主要条文は、排出権の帰属（第30条）、割当量口座簿の記録事項（第31条）、管理口座の開設（第32条）、振替手続（第34条）、排出権の譲渡の効力発生要件（第35条）、質権設定の禁止（第36条）、排出権の信託の対抗要件（第37条）、保有の推定（第38条）、善意取得（第39条）である。本日は、これらの主要条項のうち、実際の取引に際しての法律的、実務的な課題、論点を含む管理口座の開設主体（第31条）、排出権譲渡の効力発生要件（第35条）、善意取得（第39条）について検討する。

まず、管理口座の開設主体について検討する。温暖化対策法第31条第1項において、日本国の割当量口座簿における排出権の管理口座を開設できる主体としては、「①国または②国内に本店または主たる事務所を有する法人（「内国法人」）」と定められている。すなわち、民間の主体としては、国内に本店または主たる事務所を有する法人でなければならず、外国法人や、法人ではない個人、組合などは日本国の割当量口座簿において排出権の管理口座を開設することはできない。また、逆に内国法人であれば、株式会社、合同会社など法人格を有すればよく、法律上その他の要件は設けられていない。欧州排出権取引制度（EU-ETS）において排出権取引を盛んに行っている欧州の企業が、日本企業と国際取引ログを介さずに取引を行うために、日本の割当量口座簿における管理口座の開設を希望することがあるが、上述のとおり、外国法人は日本の割当量口座簿において管理口座を開設することはできず、そのような管理口座開設のためには日本において現地法人を設立しなければならない。排出権に係る口座簿の開設主体についてはより柔軟に定めることももちろん考えられ、たとえば英国における排出権登録簿に関しては、外国法人や個人でも排出権の管理口座を開設することができ、また一主体が複数の管理口座を開設することも認められている。

次に、排出権譲渡の効力発生要件について検討する。温暖化対策法第35条第1項において、排出権の譲渡は、排出権の振替により譲受人がその管理口座に当該譲渡に係る排出権の増加の記録を受けなければ、その効力を生じないと定められている。また、同条第2項においては、他国に存在する口座への排出権の振替に関しては、当該他国および国際連合枠組条約の事務局から当該振替の完了の通知を受けたことをもって第1

項の増加の記録を受けたものと見なすと定められている。すなわち、排出権の譲渡は排出権登録簿上の譲受人の口座において記録が行われることを効力発生要件としているのである。したがって、譲渡人と譲受人の間で排出権の譲渡について合意しただけでは、意図する排出権の譲渡は効力を有さず、譲渡の効力が発生するためには譲渡が排出権登録簿上の譲受人の口座において記録されなければならない。民法に基づいて行われる動産や不動産の譲渡は、譲渡人と譲受人の間で譲渡の合意がなされることによって効力を生じ、動産の引渡や不動産の登記といった対抗要件を具備することによって当該譲渡を第三者に対抗できることとされているが、温暖化対策法に基づく排出権の譲渡は、民法に基づく動産や不動産の譲渡に関する一般原則とは異なる原則に従うことに留意が必要である。

ここで問題となり得るのは、排出権の譲渡は譲受人がその管理口座において当該譲渡に係る排出権の増加の記録を受けることが効力発生要件とされているが、そのような排出権譲渡の記録について環境省および経済産業省に申請してから実際に記録が行われるまでの標準処理期間が電子申請の場合は8日、書面申請の場合は15日とされていることである。当事者間で排出権の譲渡に関する契約を締結して、環境省および経済産業省に排出権登録簿における当該譲渡の記録を申請しても上記の期間を経なければ譲渡の効力は発生しない。したがって、排出権の譲渡を行う当事者としては当該期間における決済リスクを負うこととなる。これまでは日本の排出権登録簿に管理口座を開設して排出権の取引を行う主体は比較的限定されていたので、それほど決済リスクは問題とならなかったが、排出権取引への参加者が広がるにつれて同リスクへの対応がより必要となってくるであろう。

また、標準処理期間として電子申請では8日、書面申請では15日と定められていることに関連して、排出権譲渡に係る引渡日を特定できないことも実務的に問題となる。欧州においては排出権取引にISDA（国際スワップ・デリバティブズ協会）制定の契約書類がよく使用されているが、これらの書類は排出権の引渡日を特定し得ることを前提としている。また、ISDAの契約書類に限らず、売買契約においては対象物の引渡日が特定できることは代金の決済、引渡遅延時の処理等を定めるために必要である。ところが、現状では日本の排出権登録簿に係る実務において排出権の譲渡の



記録が行われる日（譲渡の効力発生日）を特定することはできないため、契約書においてそれに対応する定めをする必要がある。

そして技術的な問題ではあるが、日本の排出権登録簿に開設された口座と他国の登録簿に開設された口座との間で排出権のセカンダリー取引を行う場合に、日本における譲渡の効力発生時点と他国における譲渡の効力発生時点との間に齟齬が生じる可能性がある。すなわち、排出権の譲渡が行われ、日本の口座から他国の口座へ排出権（各排出権にはシリアル・ナンバーが付されており特定が可能である）が移転される場合、他国においては他国の口座上で排出権の記録が行われた時点をもち譲渡の効力が発生したと認められることが多いであろうが、日本においては前述のとおり当該他国および国際連合枠組条約の事務局から日本政府が当該振替の完了の通知を受けた時点において譲渡の効力が発生する。これらの手続きがスムーズに完結すれば譲渡の効力発生時点で齟齬があったとしても特段の問題はないであろうが、何らかのシステム・エラーにより当該他国および国際連合枠組条約の事務局からの通知が遅延した場合や、譲渡の効力発生時点のずれている間隙において譲渡当事者に倒産等の事由が発生したような場合には、譲渡の効力が発生済みか否かという理論的な問題が顕現化し得る。

さらに、排出権の善意取得の問題について検討する。温暖化対策法第39条においては、振替によりその管理口座において排出権の増加の記録を受けた口座名義人は、悪意または重大な過失があるときを除き、当該排出権を取得すると定めている。これは、排出権登録簿上の記録を信頼して排出権の取引をした者を保護するための制度であり、動産取引についても同様の制度が民法第192条に定められている。ここで注意しなければならないのは、上記の制度趣旨から、温暖化対策法第39条によって治癒される瑕疵は排出権に関する譲渡人の無権利のみであり、譲渡人が無権代理人であった場合や、取引行為が錯誤・詐欺・強迫に基づいて行われていた場合などにおいては、温暖化対策法第39条によって譲受人は排出権を善意取得できるわけではないと解されることである。また、他国の排出権登録簿から排出権が日本の登録簿に開設された口座に移転されてくる場合は、温暖化対策法第39条に基づく善意取得の適用は条文上明確に除外されていることにも留意を要する。

## 金融商品取引法の施行・銀行法の改正

2007年9月末日から金融商品取引法が施行され、またそれに関連して銀行法等が改正されたことにより、日本においても金融機関が排出権取引に参入することが認められた。これらの法改正により、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業または投資運用業を行う者）は、①排出権の現物取引やその媒介・取次ぎ・代理、②排出権のデリバティブ取引やその媒介・取次ぎ・代理、および③排出権に関するコンサルティング業務を行うことが認められている。また、銀行は、その本体において①排出権の現物取引の媒介（現物取引そのものを行うことは2008年2月の時点では認められていない）、②排出権のデリバティブ取引やその媒介・取次ぎ・代理（差金決済のもののみ）、および③排出権に関するコンサルティング業務を行うことが認められた。

金融機関による上記の排出権取引に関しては、その取り扱い可能な排出権の種類に留意する必要がある。金融商品取引法および銀行法等において認められている排出権は、京都議定書に基づく排出権（CER、ERU、AAU等）、その他これに類似するものに限定されている。「その他これに類似するもの」に何が含まれるかは必ずしも明らかではないが、欧州排出権取引制度（EU-ETS）において使用されている排出権であるEUA（EU Allowance）はこれに含まれると一般に考えられている。任意的なカーボン・オフセットに用いられる、京都議定書またはその他の法制度の裏づけのない、VER（Verified Emission Reduction）、VCU（Voluntary Carbon Unit）などとよばれる排出権がこれに含まれるかは、個別具体的に検討する必要がある。

## カーボン・オフセット

2008年2月に環境省によって「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」が公表されているように、日本においてもカーボン・オフセットに関する検討が進められている。上記の指針では、カーボン・オフセットとは、「市民、企業、

NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等を購入することまたは他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部または一部を埋め合わせる」と定義されている。カーボン・オフセットはEU諸国、米国、豪州などですでに活発に取り組まれているところ、日本におけるカーボン・オフセットへの取り組みに関しては、以下の点について留意、議論が必要と思われる。

まず、EU諸国などにおいてはカーボン・オフセットに取り組む際には、法制度に基づかない、任意的なVER (Verified Emission Reduction)、VCU (Voluntary Carbon Unit) などとよばれる排出権が用いられることが多いようであるが、日本においては、カーボン・オフセットに関しても京都議定書に基づく排出権（特にCER）が多く用いられようとしている。カーボン・オフセットにおいては、自らの温室効果ガスの排出量を埋め合わせるために取得した排出権が、他者によって重複して温室効果ガスの排出量の埋め合わせに使用されないことが必要である（ダブル・カウンティングの問題）。カーボン・オフセットに取り組もうとする者、またカーボン・オフセットに関するサービスの提供者は、京都議定書に基づく排出権が最

終的にどのように処理され、それによりダブル・カウンティングの問題が生じないかについて、慎重に確認する必要がある。

また、日本におけるカーボン・オフセットに関しては、現在のところ取引量がそれほど大きくないこともあり、排出権そのものではなく、排出権を裏づけ資産とする信託受益権を使用することがある。上記の金融商品取引法およびその他の金融関連業法においては、排出権は金融商品との取り扱いはされていないため、現在、業として排出権の売買を行うことには特段の許認可は必要とされていない。しかし、信託受益権は金融商品のひとつとなるので、カーボン・オフセットの取り組みの中での信託受益権の取り扱いに関しても、その形態により金融関連業法の適用があり得る。したがって、カーボン・オフセットに関するサービスの提供者は、この点に留意してサービス内容を構成しなければならない。

そして、カーボン・オフセットに関するサービスは、本業として有価証券の取り扱い、口座の管理などを行っており、信用力の高い金融機関の業務になじむところがある。しかし、上記のとおり金融機関に認められた排出権取引は一定の範囲に限定されており、金融機関がカーボン・オフセット業務に関与するとしても、その業務提供は業法で認められている範囲を超えることのないように留意する必要がある。

## 日本における税務

東京青山・青木・粕法律事務所  
ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）  
税理士  
小林真一



### 排出権取引に関する 法人税の取り扱い

排出権取引に焦点を当てた税法規定は存在しない。もっとも、法人税に関しては、課税所得は別段の定め

があるものを除き「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算される（法人税法第22条第4項）」と定められており、会計基準があれば、法人税上も原則として、会計基準に従った処理が認められる。そして、排出権取引に関しては、企業会計基準委員会の実務対応報告（改正実務対応報告15号、2006年8



月)が会計処理の「当面の取り扱い」について定めており、これを会計基準に該当すると解するのであれば、排出権取引に関する法人税の取り扱いについても、原則として上記実務対応報告に従うこととなろう(なお、法人税法上援用し得る会計基準の範囲には議論のある点に留意されたい)。

## 消費税法上の論点

消費税に関しては、法人税のような会計基準を斟酌する規定がないのが悩ましいところではあるが、消費税法上も、排出権が無形資産・棚卸資産だとすれば、その売買は「資産の譲渡等」に該当し、消費税の課税対象となる。より具体的には、国内での排出権の譲渡取引は、国内における資産の譲渡等に該当するため、消費税の課税対象となる。これに対して、海外からの排出権の取得については輸入消費税は課されないとい一般に考えられている。現行の輸入消費税の課税システムは通関システムとリンクしており、あくまで保税地域から引き取られる(通関する)外国貨物について(関税と同時に)消費税が課税されるという方法を採用している。しかし、排出権取引においては、①海外のプロジェクト事業者から排出権を購入する局面においても、②国連への指示により排出権が日本の国別登録簿における自社の口座に国連から直接発行される局

面においても、いずれも輸入消費税課税の実質的要件となっている「保税地域からの引き取り」には該当しないからである。

## 印紙税法上の論点

排出権取引に関する売買契約書に対する印紙税の取り扱いについては、国税庁がそのインターネット上のサイトにおいて見解を公表している(<http://nta.go.jp>)。まず、排出権は印紙税法上の無体財産権(特許権、実用新案権、商標権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号および著作権)に該当しないので、排出権の売買契約書は印紙税の課税対象である第1号の1文書には該当しない。したがって、1回だけの排出権売買を行うために作成された契約書は印紙税の課税文書ではない。しかし、排出権取引に関する売買契約書が、契約期間中における売買を継続して行うために作成される契約書(特定のプロジェクトから発生する排出権を数年間にわたって継続的に購入するための売買契約など)で、所定の取引条件を定める契約書であり、契約当事者の双方が株式会社等、印紙税法上の営業者に該当する者である場合には、印紙税の課税対象である第7号文書(継続的取引の基本となる契約書)に該当するので、1通につき4000円の印紙を貼付しなければならない。

## CDMに関する最新の展開：CERsの発行・移転、2012年以降のCER取引、CDMルールブック

ベーカー&マッケンジー シドニー事務所  
パートナー  
ポール・カーノウ



## 国際取引ログ整備の遅れ

国際連合および各国の国別登録簿を接続し、クロスボーダーの排出権取引を可能とする国際取引ログは、

2007年11月中旬に日本、ニュージーランドおよびスイスの国別登録簿と接続され、実際に排出権がそれらの国の登録簿に移転されているが、EU諸国を含むその他の国との接続が遅れている。日本の排出権購入者は、EU諸国に本拠をおく排出権取引仲業者(ファンド、金融機関等)から排出権を購入していることが

あるが、国際取引ログのEU諸国の国別登録簿への接続が遅れているため、現在まで仲介業者のEU諸国の国別登録簿に開設された口座を経由して、売買対象排出権を受領することができないでいる。このような売買対象排出権を受領するためには、以下の2つの可能性が考えられる。

CDMプロジェクトの実施により発行された排出権がCDM登録簿の保留口座（ペンディング・アカウント）内にあるか、または未発行の場合には、日本の排出権購入者がCDM登録簿の保留口座から、直接、排出権を受領する方法が考えられる。もっとも、このような方法をとるためには、排出権の売却者が排出権の発行・分配先を日本の購入者に指定することができる権利を有していなければならない。また、CDM登録簿の保留口座から、直接、排出権を受領するためには受領者が当該CDMプロジェクトのプロジェクト参加者として国連に登録されていなければならないため、日本の購入者は日本国政府から承認書を取得して当該CDMプロジェクトのプロジェクト参加者とならなければならない。

CDMプロジェクトの実施により発行された排出権が、仲介業者が国連のCDM登録簿に開設した暫定保有口座にすでに分配されている場合には、日本の購入者は仲介業者が口座を保有している国別登録簿に国際取引ログが接続されるまで、排出権の移転を待たなければならない。なぜなら、暫定保有口座内の排出権は別の法人名義の口座に移転することはできず、当該排出権は国際取引ログが関連する国別登録簿に接続されて、同国別登録簿に開設された名義人の口座に直接移転されることとなっているからである。

## ポスト2012年 CERに関する契約条件

従来は2012年経過後に発生し得るCER（ポスト2012年CER）については、排出権購入者が2012年までに発生するCERと同価格で購入する権利を有するコール・オプションが多くみられる契約条件であった。しかし、2012年経過後の枠組みが注目されている最近では、排出権の売却者はポスト2012年CERについて、より強い権利を求めており、ポスト2012年CERについて詳細な変動価格ストラクチャーを採用したり、また排出権購入者に無償でコール・オプショ



当日の会場の様子

ンを与えるのではなく、排出権購入者には先買権（一定の期間内に第三者から申し出られた買取条件と同条件で購入する権利）を与える契約条件がより一般的になりつつある。

## CDMルールブック

CDMに係わるルールに関する信頼性の高いオンライン・データベース（[www.cdmrulebook.org](http://www.cdmrulebook.org)）を公開予定である。CDMプロジェクト・サイクル、小規模CDM、森林CDM等に関する情報、検索機能、関連規則の引用を備えたデータベースであり、皆さまに活用していただけることを期待している。

